

コンプライアンス マニュアル

第一工業株式会社 コンプライアンス委員会
初版 2015年9月1日 発行

2015年4月1日

役職員各位

第一工業株式会社
代表取締役社長 篠原 直男

コンプライアンスは企業に対する社会的要請のなかでも最重要事項の一つとなっています。いまや企業がビジネスを実践していくうえでの大前提ともいえ、当社が社会からの信頼を保ち続けていくためには、コンプライアンスを重視する企業風土・社内体制をつくり、維持していくことが必要となります。

たとえば、独占禁止法への抵触は、課徴金、損害賠償請求などによる経済的損失、指名停止、営業停止などによる機会損失を招くことはもちろんのこと、社会的信用の失墜に繋がり、企業の存立基盤そのものへ影響をもたらします。「法令に反してまでして受注する仕事は一切不要であり、会社の利益に反する」との認識を全役職員が共有することが重要です。

当社では、コンプライアンス委員会を活動の中心とし、コンプライアンスにかかるマニュアルの整備、講習の企画等のプログラムを推進していきます。役職員の皆さんには、法の無知等から法令違反を行うことのないようコンプライアンスにかかる理解を深めるとともに、法令・ルールを厳格に遵守し事情の如何を問わずこれに違反することは行わないでください。

「お客様から喜ばれる第一工業」は、「社会から歓迎される第一工業」でもなくってはなりません！

以上

はじめに

(1) コンプライアンスとは… 当社での定義

コンプライアンス【compliance】は、一般には「法令遵守」と訳されていますが、当社では、「企業が、社会からの信頼に応えるために遵守すべき規範」も含め、「法令等の遵守 および 社会規範の尊重」という意味で用います。

社会規範に反する行為は、たとえそれが法令に違反していないとしても、社会からの信頼を損ない、結果として企業に損失をもたらすことになります。


(2) コンプライアンス マニュアルについて

本マニュアルは、当社の役職員が業務を遂行するにあたり、遵守すべき行動基準をとりまとめた手引書です。全役職員には、法の無知等からコンプライアンス違反となる行為を行わないよう、本マニュアルの理解を進めてください。

ただし、本マニュアルがコンプライアンスに関わる事項すべてを網羅しているわけではありません。そこで、なにより重要となるのは、皆さん一人一人がコンプライアンス上の問題の有無を日常的に考える習慣をつけることです。そして、本マニュアルで採り上げられていないことを含め、コンプライアンスに抵触すると疑われることがあれば、職制ラインの上司、コンプライアンス委員会の委員等に報告・相談してください。問題があることを知ったら、それを放置しないという姿勢と、改善に向けた勇気ある行動が大切です。

(3) マニュアルの構成について

本マニュアルでは、コンプライアンス上で役職員が遵守すべき事項を採り上げていきますが、独占禁止法および当社業務に特にかかわりの深い建設三法（建設業法、品確法、入契法）については法律の概要および遵守すべき事項を、その他については「製造物の管理関係」、「社会との関係」および「会社と役職員の関係」に分類のうえ遵守すべき事項を解説していきます。

なお、点線で囲われた部分  は補足説明です。より詳しく知りたいときの参照としてください。

***** 目 次 *****

1	コンプライアンスにかかる社内規定、組織等	
(1)	コンプライアンス規程と行動規範	P 1
(2)	コンプライアンス最高責任者 および コンプライアンス委員会	P 1
(3)	コンプライアンス実行責任者	P 1
(4)	相談体制	P 2
(5)	懲戒	P 3
2	独占禁止法	
(1)	独占禁止法の目的と仕組み	P 4
(2)	独占禁止法で禁止されている行為	P 5
	ア 不当な取引制限	
	イ 不公正な取引方法	
(3)	独占禁止法を踏まえた行動基準	P 8
	ア 入札談合関係で行ってはならないこと	
	イ 不公正な取引方法関係で行ってはならないこと	
(4)	独占禁止法違反に対するペナルティ	P10
	ア 独占禁止法に基づく行政処分	
	イ 刑事罰	
	ウ 損害賠償請求	
	エ 建設業法に基づく監督処分	
	オ 指名停止と一般競争入札の参加資格停止	
	カ 社会的制裁と栄典	
3.	建設業法	P13
4.	公共工事品確法（正式名称：公共工事の品質確保の促進に関する法律）	P14
5.	入契法（正式名称：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）	P15
6.	製造物の管理関係で遵守すべき事項	P16
(1)	製品の品質・安全管理	
(2)	知的財産権関連	

7. 社会との関係で遵守すべき事項 P 17

- (1) 情報の適切な管理
- (2) 個人情報の適切な管理
- (3) 適正な会計処理・税務申告
- (4) インサイダー取引の禁止
- (5) 反社会的勢力への利益供与の禁止
- (6) 政治・宗教活動、献金・寄付等
- (7) 贈収賄および過剰な接待等の禁止
- (8) 環境への配慮

8. 会社と役職員の関係で遵守すべき事項 P19

- (1) 人権の尊重、差別の禁止
- (2) ハラスメントの禁止
- (3) 労働関係法令の遵守
- (4) 利益相反行為等の禁止

1. コンプライアンスにかかる社内規定、組織等

(1) コンプライアンス規程と行動規範

当社ではコンプライアンス規程にて「法令等の遵守および社会規範の尊重」を徹底するための体制等を定めるとともに、コンプライアンスにかかる基本方針として以下の行動規範を掲げています。

コンプライアンス行動規範

- ア. コンプライアンスを経営の重要課題とし、その徹底に取り組む。
- イ. コンプライアンスに照らして問題のある行為には関与しない。
- ウ. 役職員に対する十分な教育を継続的に行う。
- エ. コンプライアンスに関する状況の評価を、厳格かつ継続的に行う。
- オ. コンプライアンス違反が発生した際には、これを素直に認め、すみやかに是正措置および再発防止措置を講じる。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの最高責任者である社長が任命する委員により構成されます。委員会はコンプライアンスに関する重要事項の審議と周知徹底を目的に、以下の役割を担います。

- ①コンプライアンスに関する諸規定の制定および改廃の立案
- ②役職員等に対するコンプライアンス教育の企画・立案
(マニュアルの作成・研修等)
- ③コンプライアンスにかかる相談窓口の設置
- ④当社のコンプライアンス抵触事例とその対応に関する審議
- ⑤他社のコンプライアンス抵触事例の収集と、当社における類似案件への対応能力の確認
- ⑥当社のコンプライアンス抵触事例に対する、懲罰委員会と連携した方針審議
- ⑦その他コンプライアンスにかかる重要な事項についての調査、企画、立案

(3) コンプライアンス実行責任者

各本部、各店においては、其々本部長、本・支店長がコンプライアンス実行責任者となり、コンプライアンスに関する状況の把握に努めるとともに、以下の役割を担います。

- ①所属員に対する教育の推進、是正指示
- ②報告・相談に対する適切な指導・助言
- ③コンプライアンス抵触事案や問題案件の収集・分析と、コンプライアンス委員会への報告

(4) 相談体制

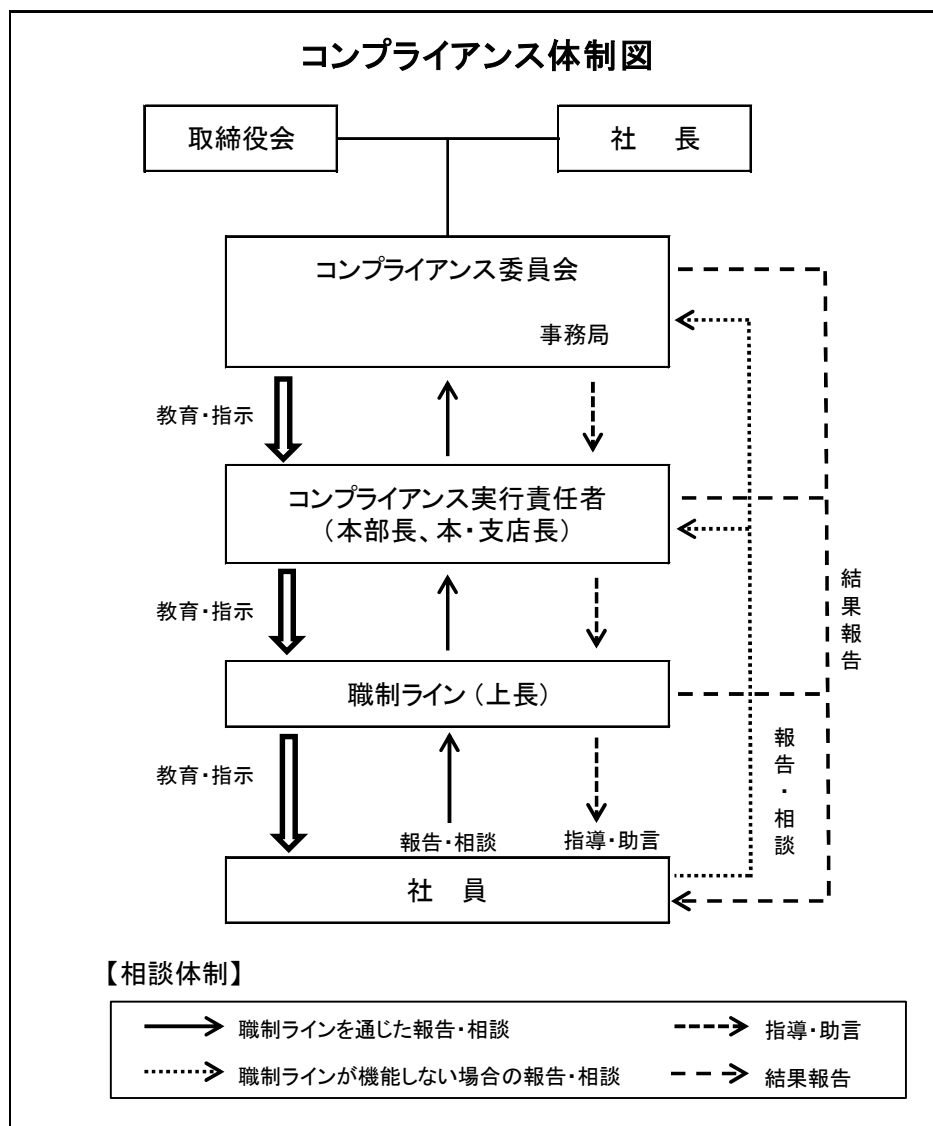
コンプライアンスに抵触する、若しくはそのおそれがある事象を知ったときの報告や相談は、一義的には職制ラインを通じて行うことになります。

ただし、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合には、コンプライアンス委員会の委員が相談窓口となります。相談窓口への報告・相談行為を理由に不利益な処遇がされることはありません。

【補足】

公益通報者保護法では、①「通報対象事実」が発生し、又は発生しようとしていることを、②従業員が、不正の目的でなく通報した場合、そのことを理由に解雇その他の不利益取扱い（懲戒処分、降格、減給など）をすることを禁止しています。

「通報対象事実」とは、公益通報者保護法の別表に掲げられる、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律に規定する犯罪行為の事実を指します。



(5) 懲戒

就業規則に定められた賞罰規定で、故意又は重大なる過失により会社に損害を与えた従業員は懲戒の対象とされています。法令・社会規範に違反し会社に損害を与えた場合も懲戒の対象となり、ここでいう損害には経済的損失のみならず、社会的信用の失墜等による損失も含まれます。

なお、従業員が自ら法令違反等を申告した場合には、懲戒のランクが下げられる場合もあります。

2. 独占禁止法

(1) 独占禁止法の目的と仕組み

独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といいます。「一切の事業活動の不当な拘束」を排除することで、公正かつ自由な競争を維持・促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的としています。

【補足】

公正かつ自由な競争が確保される市場においては、事業者は自らの創意工夫によって、消費者から選ばれる魅力的な商品を提供しようと競争します。ライバルとの競争を勝ち抜いた事業者は売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展に寄与することになります。

また、消費者は誰もがより良い商品やサービスを求めています。その消費者を顧客として獲得するため、事業者はより安く優れた商品を提供することで競争を行います。その結果、市場には豊富な商品が提供され、消費者はそれらの中から、より自分の欲しいものを選べるようになります。このように、事業者間の競争によって、消費者の利益が確保されているといえます。

同法の規制内容には、①私的独占の禁止、②不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止、③不公正な取引方法の禁止、④企業結合の規制などがあります。

なかでも当社における日常の事業活動に深くかかわってくるのは、②不当な取引制限の禁止、③不公正な取引方法の禁止です。本マニュアルでは主にこの2つの規制につき採り上げていきます。

◆公正取引委員会

独占禁止法の所管官庁は公正取引委員会です。国の行政機関には、省庁の他「行政委員会」と呼ばれる合議制の機関があり、公正取引委員会はこの「行政委員会」にあたります。他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行うことに特色があります。

公正取引委員会は、次のような権限を持ち独占禁止法の運用にあたっています。

独占禁止法違反に対する措置を行う権限

- ・独占禁止法違反者に対する排除措置命令、審決、課徴金納付命令
- ・独占禁止法違反事件の審判（準司法的機能）
- ・独占禁止法違反者等の刑事告発など

行政事務を行う権限

- ・独占禁止法に基づく認可、届出の受理などの事務
- ・各種調査、行政相談

独占禁止法の規制内容を具体化する権限（準立法的機能）

- ・不公正な取引方法の指定

(2) 独占禁止法で禁止されている行為

ア. 不当な取引制限

不当な取引制限とは、通常、カルテルとか〇〇協定（例えば、価格協定）と呼ばれているもので、事業者については独占禁止法 3 条で、事業者団体については同 8 条で禁止されています。

不当な取引制限については、独占禁止法第 2 条 6 項に定義されていますが、換言すると『その業界に属する事業者（同業者）が、互いに連絡を取り合って、本来、個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事業活動（価格・数量・取引先等々の決定）について、共同して決定し（明示だけでなく暗黙の了解も含まれる）、一定の取引分野における競争を実質的に制限する（競争圏において同業者間で有効な競争が行われない状態を創出する）』ということです。

【不当な取引制限の定義規定（独占禁止法第 2 条 6 項）】

事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

◆入札談合は不当な取引制限の一つ

不当な取引制限のうち、当社の事業活動と最も関わりが深いのが入札談合です。

入札談合は、発注官公庁等が競争入札や競争見積合せによって受注者を決定する際に、入札参加予定者間で事前に受注予定者を決定したり、価格を調整したりする行為を指します。

こうした行為は、受注予定者決定カルテルあるいは取引先制限カルテルである他、受注予定者が受注できるように受注予定価格を申し合わせたりしますので、価格カルテルでもあります。

発注先である官公庁が決めた予定価格は競争の上限に過ぎません。予定価格の範囲内であっても、談合をすることで競争を回避すること自体が、不当な取引制限（入札談合）に該当するのです。

入札談合の形態としては、『事業者（同業者）の間で行う場合』と『事業者団体（いわゆる建設業協会等）が関与して行う場合』が一般的にみられます。

◆入札談合の手順とは

入札談合は、その目的を「受注機会の均等化を図るため」とか「受注価格の低落防止のため」とすることが多いですが、その目的を達成するために、基本合意に基づき、個別の発注案件毎に以下のような手順により、談合が実施されます。

- ①入札に参加する際には、あらかじめ関係事務局等に届け出をさせ、入札日以前に会合を開催する。
- ②受注予定者は、順番制、一定の算出方法による点数制、受注希望者間での話し合い、営業努力、工事現場への距離関係等の他、調整役（いわゆる仕切役）による助言等により決定する。
- ③受注予定価格は、受注予定者が決定する。
- ④受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者が定めた価格にて受注できるように協力する。

なお、こうした手順にかかる基本合意は、明文化されたものだけではなく、慣行化されたものであっても違法となります。

また、会合を開かずに、例えば電話等で連絡し合っている場合や、暗黙の了解で受注予定者が決まる場合であっても、違法であることに変わりありません。

◆事業者団体（建設業協会等）による入札談合

建設業やその関連業界は、それぞれ、業界の共通の利益を図るため、様々な事業者団体を結成しています。事業者団体は、調査・統計・会員の啓発・陳情・情報活動等々、業界の発展のための重要な役割を果たしています。

しかし、同業者が集まる場合は、競争を制限したりするような独占禁止法上問題のある行為が行われる場となるおそれもあります。

事業者団体の意思決定機関である総会や理事会等の決定に基づき、その構成員が受注予定者や受注予定価格を決定して入札に参加する等の行為を行った場合、事業者（同業者）による不当な取引制限と同様に、事業者団体によるカルテルとして独占禁止法に違反します。

また、〇〇研究会等の私的な集まり（任意団体）についても、事業者としての共通の利益を増進することを目的として設立し運営されているものは全て事業者団体に該当（独占禁止法2条2項）します。

その他の事例として、親睦団体であっても、その場で情報交換を行い、各種入札案件の受注予定者や受注予定価格を決める等を行えば、入札談合に該当し、これに参加した個々の企業が独占禁止法第3条に違反します。

イ. 不公正な取引方法

不公正な取引方法は、「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に指定、禁止されます。

具体的には、独占禁止法2条9項1号乃至5号に規定されている5つの行為類型

(法定指定)の他、同法2条9項6号に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるとして公正取引委員会が指定するもの(一般指定・特殊指定)が不公正な取引方法にあたります。(下表参照)

法定指定	法2条9項6号の類型	一般指定(注)
1 共同の取引拒絶 (ボイコット) 2 差別対価	イ 不当な差別的取扱い	1 共同の取引拒絶(ボイコット) 2 その他の取引拒絶 3 差別対価 4 取引条件などの差別取扱い 5 事業者団体における差別取扱い
3 不当廉売	ロ 不当対価	6 不当廉売 7 不当高価購入
	ハ 顧客の不当奪取	8 ぎまんの顧客誘引 9 不当な利益による顧客誘引 10 抱き合わせ販売等
4 再販売価格の拘束	ニ 事業活動の不当拘束	11 排他条件付取引 12 拘束条件付取引
5 優越的地位の濫用	ホ 取引上の地位の不当利用	13 取引の相手方の役員選任への不当干渉
	ヘ 競争事業者に対する 事業活動の不当妨害	14 競争者に対する取引妨害 15 競争会社に対する内部干渉

(注) 特殊指定は業種により定められるもので、当社に該当はありません

不公正な取引方法のなかでも、当社の事業活動に深くかかわりがあるものとしては「不当廉売」と「優越的地位の濫用」が挙げられます。

◆不当廉売(ダンピング)

「不当廉売(ダンピング)」とは、①原価を著しく下回る安い価格で、②継続して提供し、③競争事業者の事業活動を困難にさせるといった行為を指します。

ただし、モノやサービスを安く供給すること自体は、独占禁止法の主旨に反する行為ではありません。独占禁止法は「公正な競争の秩序」を守ろうとしているのであって、安い価格でモノやサービスが提供できない効率の悪い企業を保護するとか、安売り競争を規制しているわけではないからです。

◆優越的地位の濫用

取引する際に優位な地位にある一方の当事者が、その優越的地位を利用して、相手方に経済的に不利な取引を強いることを指して「優越的地位の濫用」といいます。

例えば、優越的な地位にある建設業者が、資材や機械器具を納入している業者や下請事業者等に対して、自社のイベント券などの押付け販売、従業員の無償派遣要請、協賛金負担の要請など「正常な商慣習に照らして不当に」不利益を与える行為を行うことは、優越的地位の濫用行為として、独占禁止法に違反するおそれがあります。

(3) 独占禁止法を踏まえた行動基準

ア. 入札談合関係で行ってはならないこと

入札談合は、予め、他の入札参加業者と受注予定価格等を決めた上で入札等に参加し、受注予定者が受注する行為です。したがって、入札談合に発展しがちな、あるいは入札談合を行ったものと疑われる行為をやめることが賢明となります。

【入札談合行為と見なされる行為】

- ①入札参加業者間で受注予定者を誰にするかについて情報交換あるいは話し合いをすること。
- ②受注予定価格を決めるために情報交換をすること。
- ③入札談合を実施するためのルールを策定すること。
- ④入札参加業者間の受注数量や受注箇所について情報交換すること。
- ⑤発注者から事前に工事等の見積価格提示を求められた場合、同業者間で見積価格についての情報交換を行い調整すること。
- ⑥発注者による受注予定者の意向等に関する、いわゆる『天の声』に従うこと。

【補足】

発注者の意向である『天の声』により受注予定者が決められ、入札参加業者間の意思決定によらない場合であっても、入札参加業者間又は事業者団体で、その天の声に従うという決定や暗黙の了解、又は共通の意思形成があれば、明らかな入札談合行為であり、独占禁止法違反になります。

- ⑦他の入札参加業者に入札価格を聞くこと。
- ⑧共同企業体結成の組合せ、受注予定者、受注予定価格についての情報交換。

【補足】

自身の共同企業体の相手方（構成員）となる可能性のある同業者との情報交換は問題ありません。

- ⑨入札後に、落札業者が当該落札案件施工に際し、同案件入札参加業者に下請させること。

なお、入札談合に参加した業者に落札者が出なかったとしても、独占禁止法違反となることに変わりはありません。入札結果ではなく、入札談合に参加したこと自体が違反行為だからです。また、実損の出る公共工事について、指名業者間の話合いで割り振って、公共工事の実施に協力している場合であっても、独占禁止法違反となります。不正な利益を得る目的がないからといって正当化されるものではありません。

独占禁止法の目的が「公正かつ自由な競争の維持・促進」にあることを、常に思い起こしてください。

◆同業者の会合に参加するときの注意点

同業者の会合で入札談合に発展しそうな話が出たとき、そのまま黙って聴いていれば、その事業者も暗黙の了解をし、その談合に参加したとみられる可能性があります。このようなときには、独占禁止法上問題があるのでやめるよう発言し、やめない場合には退席するのが適切です。できれば、その旨を会合の記録に残してもらい、帰社した後で上司にそのことを報告し、日報等にその経緯を記載しておくことが賢明です。

また、会合に出席する前に、どのような目的で話し合いをするのかをチェックして、入札談合が話題になりそうな場合には、出席を見合わせることも必要です。

業界の公式行事、勉強会や新年会などの懇親会の場であっても、談合につながる場合があります。どのような場であれ、受注予定者や受注予定価格についてなんらかの合意や了解が成立し受注調整を行えば、独占禁止法違反となります。同業者の会合には、上司や相談窓口と相談して出欠の判断をすることが大切です。

イ. 不公正な取引方法関係で行ってはならないこと

◆不当廉売（ダンピング）

公共建設工事等の入札にあたり、採算を度外視した低価格で応札した場合、他の事業者の事業活動を困難にしているとして独占禁止法違反とされるおそれがあります。十分に注意することが必要です。

◆優越的地位の濫用

建設業における元請と下請との関係は、元請が優越的な地位にあるため、独占禁止法上の問題が起りやすくなります。このため、公正取引委員会は、「不公正な取引方法の認定基準」を定め、不当に低い請負代金での契約、完成検査の実施・目的物の受領遅延、下請代金にかかる支払遅延・正当な理由のない減額等を規制しています。

【建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準】

- ①下請工事が完成した旨の通知を受けた日から 20 日以内に完成確認検査を完了しない こと。
- ②工事完成確認後、下請業者の申出に応じて、直ちに工事の 目的物の引渡しを受けない こと。（ただし、契約で定めた工事完成時期から 20 日以内の日に引渡しを受ける旨特約がある場合は除く。）
- ③元請代金の支払いを受けた日から 1 か月以内に、相応する下請代金を支払わない こと。
- ④特定建設業者が下請業者から工事の目的物の引渡しの出出があった日（前記の特約がある場合はその日）から 50 日以内に下請代金を支払わない こと。
- ⑤特定建設業者が下請代金の支払いについて、割引困難な手形を交付すること。
- ⑥取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる 原価未満の請負代金で下請させる こと。

- ⑦下請契約の締結後、取引上の地位を不当に利用して、下請工事に使用する資材や機械器具、又はそれらの購入先を指定して下請業者の利益を害すること。
- ⑧下請契約の締結後、下請代金を減額すること。
- ⑨元請業者が下請の工事用資材を有償支給した場合、下請代金の決済より先に、資材の購入代金を決済すること。
- ⑩下請業者が公正取引委員会などに、元請業者の前記①から⑨の不正な取引方法を知らせたことを理由に、報復措置を講ずること。

(4) 独占禁止法違反に対するペナルティ

ア. 独占禁止法に基づく行政処分

◆排除措置命令・審決

公正取引委員会は、入札談合などの独占禁止法違反があったと認めたときは、審査（具体的な事件の調査）を行った上で、一定の手続きに従い、違反した事業者に対して、以下のような排除措置命令を出します。

【排除措置命令の内容】

- ①入札談合をやめなさい。その協定を破棄しなさい。
- ②入札談合を守るための手段を破棄しなさい。
会合を廃止しなさい。
団体を解散しなさい。
- ③入札談合をやめたことを発注者などに周知徹底しなさい。
- ④入札談合をやめたことを取締役会で決議し、役員、社員に独占禁止法の研修を行うとともに定期的に監査等を行いなさい。
- ⑤将来、同様の行為を行ってはならない。（不作為命令）
- ⑥公正取引委員会に対し、①～⑤についてとった措置を報告しなさい。

【補足】

事業者又は事業者団体が排除措置命令に不服があり、審判の請求があった場合には、公正取引委員会において審判という裁判類似の手続きを通じて争われ、**審決**（裁判における判決に類似）が示されます。

◆課徴金納付命令

入札談合のように対価に影響を与えるカルテル等の場合には、受注額が一定以上であった事業者に対して、課徴金納付命令が出されます。

課徴金は対象となる売上高に課徴金算定率を乗じて求められますが、この算定率は違反の程度により加減されます。また違反行為の早期発見を目的に、違反の報告・資料提供(以下「減免申請」という。)を行う事業者に対しては減免措置が取られます。

なお課徴金は損金処理することが出来ません

【補足】

製造業等の課徴金算定率

- ・不当な取引制限 10% (中小企業は4%)
- ・不公正な取引のうち優先的地位の濫用 1%
- ・その他の不公正な取引 3%

①早期に違反行為をやめた場合は基準の算定率を20%軽減(②の場合は不適用)。

②違反行為を繰り返した場合、又主導的な役割を果たした場合は基準の算定率を50%加算。

③違反行為を繰り返し、かつ主導的な役割を果たした場合は基準の算定率を2倍。

課徴金の減免措置

公取委の立入検査前に、最初に報告した企業は全額、2番目は50%、3番目以降は5番目まで30%を減額。検査開始後は一律30%を減額。

ただし、検査開始前と開始後で合計5社(検査開始後は最大3社)までが対象。

イ. 刑事罰

◆独占禁止法 . . . 公正取引委員会の専属告発

入札談合などの独占禁止法違反の主要な罪は、公正取引委員会の告発のみにより訴追されますが、同委員会は「積極的に刑事処罰を求め告発を行う」旨の方針を表明しています。

刑事罰は、入札談合を行った役職員本人(5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)のみならず、その所属する会社や事業団体(5億円以下の罰金)にも科せられます。また、入札談合の計画があること、入札談合が行われていることを知りながら防止措置をとらなかった場合は、会社の代表者や事業団体の役員(500万円以下の罰金)も対象となります。

なお、立入検査前に「減免申請」をした事業者、および一定の条件を満たす役職員は告発の対象外となる場合があります。

◆刑法の談合罪

刑法には「談合罪」があり、「公の入札」について「公正な価格を害し、又は不正の利益を得る目的で談合した者」は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に科せられます。談合罪の訴追は、公正取引委員会の告発とは関係なく、検察独自の判断で行われます。

ウ. 損害賠償請求

入札談合を行った事業者は、公正取引委員会の排除措置命令又は確定審決が出た場合には、被害者（発注者）に対して無過失損害賠償責任を負うこととなります。すなわち、入札談合に参加した事業者は、故意とか過失がなかったということを証明しても、責任を免れることはできません。

【補足】

全国知事会が発信の「都道府県の公共調達に関する指針（緊急報告）」では、談合行為につき「**違約金特約の額を契約額の20%以上とする等の厳しい措置を講じるべき**」との指針が示され、これに沿った契約書に変更する都道府県が多くなっています。

また、入札談合を行った事業者に対する住民訴訟や、当該事業者の取締役に対する株主代表訴訟が起こされた事例もあります。

エ. 建設業法に基づく監督処分

独占禁止法や刑法といった法令に違反して、不相当であると認められたときは、建設業法第28条、第29条の規定に基づき、建設業の許可権者(国交省大臣もしくは都道府県知事)から指示処分、営業停止処分などの監督処分が行われます。

オ. 指名停止と一般競争入札の参加資格停止

独占禁止法に違反し、排除措置命令や課徴金納付命令等を受けた場合、あるいは刑法の談合罪で逮捕されたり、起訴されたときには、一定期間指名対象から除外されます。これが、指名停止です。

指名停止を受けますと、同時に一般競争入札への参加資格も停止されます。

カ. 社会的制裁と栄典

独占禁止法違反した事業者は、そのことが公表されるため信用を失うとともに、社会から強い非難を受けます。また、担当者はもちろん、その事業者の役員も一定期間勲章・褒賞などの栄典対象から除外されます。

3. 建設業法

(1) 建設業法の概要

建設業法は、建設請負業者に対する指導、監督を主目的とした基本法で、建設業の許可、請負契約、施工技術の確保、経営事項審査ほかにつき定めています。

【建設業法の目的（建設業法第1条）】

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

なお「建設業法令遵守推進本部」（各地方整備局等に設置）に寄せられた法令違反疑義情報では、「下請代金の支払関係」が最も多く、その他「主任技術者等不設置」、「一括下請負」となっています。

(2) 建設業法で遵守すべき事項

- ア. 建設業の許可申請、経営事項審査の申立は、真正な内容によらなくてはならない。
- イ. 工事を施工する際には、現場に必ず**主任技術者**を置かなければならない。元請工事で30百万円（建築一式工事の場合は45百万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて**監理技術者**を置かなければならない。
- ウ. 公共工事および多数の者が利用する施設に係る建設工事では**一括下請負**をしてはならない。その他の工事でも発注者の承諾を得なくてはならない。
- エ. **法定帳簿**および添付書類を漏れなく備置し、保存期間を順守しなければならない。
- オ. 下請負人との公正・公平な取引の実現を図らなければならない。（「**建設業法令遵守ガイドライン**」を参照）

【下請負人との取引における主な違反行為】

- ①不公正な下請代金額の決定
 - ・曖昧な見積り条件の提示、不十分な見積期間の設定
 - ・不当に低い請負代金（通常必要と認められる原価に満たない金額）
 - ・指値発注（合理的根拠のない一方的な下請代金額の決定）
- ②書面によらない契約の締結
- ③不適正な下請代金の支払い
 - ・不適正な赤伝処理（合意によらず費用等を下請代金から差引）
 - ・支払保留（正当な理由のない下請代金の支払い遅延）
 - ・割引を受けることが困難な長期手形の交付
- ④下請契約締結後における使用材料等の購入強制
- ⑤追加・変更工事、工期延長等にかかる不利益な扱い
 - ・書面による契約以前の着工
 - ・追加費用、コスト増分等の不払い、不当な減額

4. 公共工物品確法（正式名称：公共工物品質確保の促進に関する法律）

（1）品確法の概要

品確法は、公共工物品質確保の促進を目的とした法律で、その基本理念、国等の責務、公共工物品質確保の促進に関する基本的事項等を定めています。

公共工事の発注者は、同法に基づき政府が定める「（品確法）基本方針」に従い、公共工物品質確保の促進のために必要な措置を実施するよう努めることとされています。

【基本方針 1. 発注関係事務の適切な実施 の内容】

公共工物品質確保を促進するためには、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保が必要となります。このため、基本方針では「発注関係事務の適切な実施」として以下の事項を発注者に求めています。

- ① 予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ② ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ③ 計画的な発注、適切な工期設定および設計変更（発注・施工時期の平準化等）

（2）品確法で遵守すべき事項

品確法は公共工事の発注者側の責務を定めたものですが、競争参加者に対しても、「受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金ほかの労働条件ならびに安全衛生等の労働環境の改善」が適切に行われるように、次の要請事項があります。

ア. 適正な額の請負代金での下請契約の締結

イ. 技能労働者の適切な賃金水準確保

ウ. 社会保険等への加入徹底

受注者は社会保険等に加入し法定福利費を負担しなければなりません。一次下請業者に対しても同様の加入が求められます（一部例外有り）。未加入の場合は法令違反となり制裁金の請求・指名停止・工事成績評点減点等のペナルティーが課せられます。

エ. 教育訓練機能の充実強化

オ. 学校における土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進への協力

カ. 女性も働きやすい現場環境の整備

5. 入契法（正式名称：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

（1）入契法の概要

入契法は、公共工事の入札・契約の適正化促進を目的とした法律です。

国、特殊法人等および地方公共団体は、① 公共工事の発注見通し、入札および契約に関する情報の公表、② 談合、一括下請が疑われる事実の監督機関への通知等が義務付けられているほか、国が同法に基づき定める「適正化指針」従い、公共工事の入札および契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

（2）入契法で遵守すべき事項

入契法は主に国、特殊法人等および地方公共団体の責務を定めていますが、受注者および入札参加者には以下の事項が義務付けられています。

ア. 受注者は、（特定建設業の許可を必要とする工事については）発注者に対し施工体制台帳を提出しなければならず、また発注者から台帳と施工体制の合致状況の点検を求められたときは、これを拒んではならない。

（入契法 第4章）施工体制の適正化

イ. 入札参加者は、発注者から入札金額内訳書の提出を求められた場合は速やかに応じなければならない。

（適正化指針）・不良、不適格業者の参入排除

・談合等の不正行為やダンピング受注の防止

6. 製造物の管理関係で遵守すべき事項

(1) 製品の品質・安全管理

製品の設計、製造、施工にあたっては、製造物責任法（PL法）等の関連法令および製品安全基準を十分に理解し、安全性に留意した製品管理をしなければなりません。

①製造物責任法（PL法）の概要

製造物の欠陥により人の生命、身体または財産にかかる被害が生じたときに、製造者が負う賠償責任につき定められています。PL法でいう「欠陥」は「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義され、製品が設計・仕様どおりに作られなかったことによる「製造上の欠陥」のほか、安全上の配慮不足等により生じる「設計上の欠陥」および「指示・警告上の欠陥」も含まれます。

②製品安全基準

安全基準とは「許容可能なまでにリスクを低減するための規制基準」のことを指し、国際的な基準（ISOなど）、国が定める基準（JISなど）のほか、事業者団体や協会等が定める基準もあります。

製品に欠陥があった場合には、損害賠償責任を負うことになるばかりではなく、会社の信用失墜による経営への悪影響を含め多大な社会的責任を負うことになります。安全性に関する問題や事故等の情報を入手した場合は、直ちに事実関係を確認するとともに、判明した事柄については、関係部門に迅速かつ確実に連絡し、適切な対応を取ってください。

(2) 知的財産権関連

知的財産権とは人間の知的な活動から生じる創造物に関する権利のことを指し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、営業秘密等があります。知的財産権の侵害は損害賠償訴訟や刑事訴追につながることもあり、役職員は第三者の知的財産権を尊重し、以下のような行為は厳に慎まなければなりません。

- ・ 第三者の産業財産権に抵触する製品の製造・使用・譲渡・輸出入
- ・ コンピュータプログラムおよびソフトの無断コピーおよび使用
- ・ 著作者等の許諾を得ずしてする、調査レポート、写真、出版物等の複製

また、当社における研究・開発等の結果生ずる発明・考案・ノウハウ等の成果は重要な財産です。役職員はこのことを十分に認識し、以下の事項を遵守してください。

- ・ 成果は適切に記録・管理し、許可なく開示・漏洩しない
- ・ 在職中、退職後を問わず、成果を自己または第三者のために使用しない

7. 社会との関係で遵守すべき事項

(1) 情報の適切な管理

業務上知り得たお客様の情報や開示していない当社の情報などを漏らしてはいけません。各種情報の取り扱いについては、情報セキュリティ管理規程等に従い、厳重に管理し、本来の使用目的以外に利用してはいけません。

(2) 個人情報の適切な管理

当社では、業務上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段でのみ個人情報を取得しています。不正な手段で個人情報を取得してはいけません。また、業務上知り得た従業員や取引先などの個人情報についても、これを厳重に管理し、本来の使用目的以外に利用してはいけません。

(3) 適正な会計処理・税務申告

ア. 経理業務の遂行にあたっては、経理規程等の諸規程、関係諸法令、その他一般に公正妥当と認められる会計基準に従わなければなりません。また、会計事実を明確に表示し、財政状態および経営成績等につき粉飾を行ってはいけません。

イ. 各種の税務申告は、関係諸法令に基づき適正に行わなければなりません。関係する役職員は、これを遂行するうえで必要となる事務を誠実に行ってください。

(4) インサイダー取引の禁止

役職員は業務を通じて公になっていない他社の重要事実を知った場合、それらを利用しての株式売買、また他人が行う株式売買のための助言をしてはいけません。これらは、各種関係法令に違反することを自覚してください。

(5) 反社会的勢力への利益供与の禁止

社会の秩序や会社の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応をし、違法行為や反社会的行為には一切関わってはいけません。名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益のほか一切の利益を供与してはいけません。

(6) 政治・宗教活動、献金・寄付等

ア. 所属長等の事前承認なく、社内で政治・宗教活動を行ってはいけません。

また、社外で行なう場合も、個人としての活動であることを明白にし、役職員としての立場を利用してはいけません。

イ. 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、政治資金規正法等の関係法令を遵守し、正規の方法に則って行わなければなりません。

(7) 贈収賄および過剰な接待等の禁止

- ア. 公務員に対して不正に金品その他の経済的利益を供与したり、申し出ること、または約束をしてはいけません。
- イ. 取引先、協力会社等に対して社会通念の範囲を超える贈答、接待その他の経済的利益の供与を行うこと、または受けることをしてはいけません。意図せず、この行動基準に反する事態に直面した場合には、その事実を直属の上司やコンプライアンス委員会に報告し、適切な指示を受けてください。

(8) 環境への配慮

環境法令を遵守することはもちろん、当社の環境方針に則り、事業活動を通じた環境負荷の低減を図り、環境保全に積極的に取り組まなくてはなりません。

8. 会社と役職員の関係で遵守すべき事項

(1) 人権の尊重、差別の禁止

人権を尊重し、性別・年齢・出身・国籍・人種・民族・文化・宗教・信条・肌の色・心身の障害などによる差別を行ってははいけません。また、性的少数者（Sexual Minority / 同性愛、両性愛、性同一性障害者）に対する理解と認識も必要です。

(2) ハラスメントの禁止

- ア. セクシャルハラスメント（相手の意に反する性的な言動を行い、相手を不快や不安な状態に追いこんだり、職場環境を悪化させたりすること）を行ってははいけません。
- イ. パワーハラスメント（職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務上適正な範囲を超えて相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為）を行ってははいけません
- ウ. そのほか公序良俗に反する行為などにより、職場の健全な風紀、環境、秩序を乱してはいけません。

(3) 労働関係法令の遵守

労働関係法令に則り適正な職場環境の整備に努め、健全で安全な職場づくりに努めなくてはいけません。

特に、工事の施工にあたっては、安全に関連する法令（労働安全衛生法、労働基準法等）を遵守して、常に安全第一とする行動をとらなくてはいけません。

(4) 利益相反行為等の禁止

- ア. 会社の名誉・信用・財産を毀損する行為を行ってははいけません。
- イ. 会社の許可なく他社およびその他団体の役員もしくは使用人となり、または会社の利益に反する業務に従事してはいけません。
- ウ. 社員としての立場と個人としての立場をはっきりと区別し、公私を混同してはいけません。

【利益相反行為の例】

仕事を通じて得られたビジネスチャンス、人間関係、顧客リスト、顧客の信用情報等を使って、自らの個人的利益を追求すること。